

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷七十三第

行發日一月八年八和昭

## 論叢

相續稅改造の一案 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 利子の資本蓄積に及ぼす作用 . . . . . 文學博士 高田 保馬  
 赤子の夭折統計觀 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

爲替戰爭と圓爲替の騰貴 . . . . . 經濟學博士 谷口 吉彦

## 研究

簿記の目的に就いて . . . . . 經濟學士 蛭川 虎三  
 資本蓄積論 . . . . . 經濟學士 柴田 敬  
 信用統制に就いて . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

## 說苑

國家の相續權 . . . . . 經濟學士 三谷 道麿  
 所謂『賣上稅』に就いて . . . . . 經濟學士 佐伯 玄洞  
 百貨店と専門店 . . . . . 經濟學士 堀 新一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

# 經濟論叢

第三十七卷 第貳號

(通卷第貳百拾八號)

昭和八年八月發行

## 論叢

### 相續稅改造の一案

神戸 正雄

#### 緒言

色々の租税を研究しつつあるときに、税質の多様多角なものとしては、先づ相續稅を推すことが出来る。此相續稅こそは、實に色々の面を有つた稅である。一應は此が財産交通稅<sup>1)</sup>として考へられ、不勞利得稅<sup>2)</sup>として考へられ、そして其の不勞利得の課稅といふことは、特に取得稅(相續稅は取得稅と遺産稅とに分ち得る)に當る<sup>3)</sup>けれども、遺産稅とても、之に當らぬといふのではない。其の相續人に於ける不勞利得といふものが、所得の意義のつけやうによりては、所得の中に入ることが出来る、随つて相續稅を一般所得稅の中に入れてしまふ<sup>4)</sup>ことが出来るが、其れは實際の立

- 1) Allix, Traité élémentaire. 6éd. p. 740. Handy, Inheritance and other like taxes. p. 38. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 400.
- 2) Eheberg. ebenda. S. 404. 406. Büchner, Erbschafts- und Schenkungssteuer. (Hdb. d.Fw II.) S. 312. 拙著、赤字時代の財政諸問題 196.
- 3) 赤字財政、196.
- 4) Büchner, a. a. O. S. 312.

法にてはまだ行はれぬ所であり、ただ之と關聯して相續税の性質はつまり、一の特別な、非常所得税に外ならぬとせられ、<sup>5)</sup>或は還元したる所得の税とせられ、<sup>6)</sup>或は被相續人が生存中に得た所得に對する相續時まで延ばされたる所得税とも見られ、<sup>7)</sup>又實際にも、被相續人が生命保險を利用することによりて、相續税が彼にとりての年々の所得税の一種ともなり、<sup>8)</sup>或は被相續人が此準備を缺き、其の爲め結局、相續人の所得から拂はるることにもなり得る。即ち其財産の將來に於ける所得からの前納税ともなる。<sup>9)</sup>そして其が過高でない限りは、結局、被相續人が相續人か、何れかの所得からして拂はるることになり得るのである。それから一面からいふと、此が一の財産税と見られ、特に遺産税は、遺産といふ特殊の財産情態に課するものと見られ、<sup>1)</sup>或は被相續人の最後の財産税と見られ、<sup>13)</sup>遺産税にせよ、取得税にせよ、特に正常なる財産税のないこと、我國のやうな場合には、此相續税が、収益税等と相並んで、所得税を補完する作用を有つ所の財産税の働きを爲すものとせられ、<sup>14)</sup>其が稍低き率ならば正常財産税の傍にも、尙ほ此意味にて存立し得られ、<sup>15)</sup>かくして此税が所得及財産税の補完税ともなり、<sup>16)</sup>或は特に遺産税のみを以て財産的なる所得を重課する方法だともいふが、<sup>17)</sup>實は遺産税のみならず、取得税も一緒に、此財産的所得重課の意味を有つことになるのである。<sup>18)</sup>斯く考へ來るときに、我國に於て今後、財産税を設くるやうになれば兎に角だが、此が設けられぬとすれば、將來は右、所得税補完の意味にて、財産税に代るべきものとの意味にても、相續税を維持し、且つ之を擴張すべきものと思はれる。其に、時世は段々と

5) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 470.

6) Handy, l. c. p. 33. Büchner, a. a. O. S. 311. Bela Földes, ebenda. S. 471.

7) Viti de Marco, Fw. S. 276.

8) Mills, Readings in public finance and taxation. p. 613.

9) Terhalle, Fw. S. 379.

10) Mills, l. c. p. 613.

財産分配調整といふ社會政策上の要求を高調しつつあつて此税が此に適うとせられるので、此點からしても之が擴張に向はなくてはならず、其上にも今日、我國の財政は赤字財政の惱みを受け新財源の要求の切なるものがあつて、之に應ずる爲めにも此相続税が萬人の着目する所である。併し此が増收を計るとしても、其が單なる増率に依るのでは物足らず、必ずや之を遺産税と取得税とに分別して課するの適切なることは嘗ても説いた所<sup>20)</sup>であるが、今一つ、之が増率を容易ならしめるの方法として、取得税の一たる家督相続税に於ける納税方法の改正もが考へ得られるので私は茲に此點について説明しやうと思ふ。其は蓋し時務に何等かの參考資料を供し得るであらう。

## 第一段 相続税改造案其もの

遺産の塊に課する遺産税は、我國にはまだ出來て居らぬから暫らく措く。相続財産取得税の中に就きて、遺産相続税の方は、遺産相続の起る度毎に、其に課すること、從來通りで良い。ただ茲に家督相続税の納税方法に於て大なる改革を行ふの要がある。其は、之を其相続の行はれたるときに一時に拂はしむるの原則を改め、相続人をして其生存期間中（隱居等により家督を譲りたるときは其時まで）年々、其當該税額の二十五分一づつ拂はしめることとするのである。そして從來行はれたやうな五年以内の再相続、七年以内の再相続に對する宥恕、並に七年以内の年賦延納の制度をも此家督相続に關する限りは廢止する。其等は前記の根本的改正の行はるるに於て最早

- 11) Allix, l. c. p. 742. Eheberg, a. a. O. S. 400. Moll. Lehrbuch. S. 596. Hommelsheim, Die Erbschaftsabgabe. S. 19-20.
- 12) Terhalle, a. a. O. S. 376.
- 13) Eheberg, a. a. O. S. 407. Büchner, a. a. O. S. 315.
- 14) Terhalle, a. a. O. S. 381. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 236.
- 15) Eheberg, a. a. O. S. 404.

其必要を失ふからである。かく改めらるることによりて、此家督相続税は、恐らく一の交通税たると同時に、財産税たり、又、所得税の一種たるの性質をも著しく備へるやうになる。此が殆んど凡べての有産人(所定の相続人となる限り)への正常なる財産税に近きものともなり、其も大抵は裕に、其財産からの年々の所得からして拂ひ得られて、特殊の所得税と見られることになるであらう。それから、相続財産額の決定が面倒であつて、其が急に決定し難き場合には、先づ一應の決定を爲して其に基き第一年目の納税を行はしめたる上、其後、最終決定ありたる時に及んで、既納の分の過不足を精算することとすれば宜しい。又、前記の改正に附帶して、相続人の生涯に於ける税額二十五分一づつの分納と、一回納付とを義務者に於て選擇せしめ(尤も一回拂のときは分納のものに比し利子だけ軽く定める)ては何うかとも考へらるるが、然るときは恐らくは、相続人の健康状態のあしき、短命の豫想のつくもののみ分納を選び、健康状態良好にして長命を豫期するものは出来るだけ一回拂を採ることとならう。又、相続人被相続人の經濟状態によつても例之、被相続人が相続人の爲めに税額だけの生命保険をかけて置いて呉れたならば、相続人は一回拂を選擇であらうし、然らざるときは、そして相続人の手許も不如意であつたならば、分納を採るの外なきことにならう。何れにしても、分納と一回拂とを選擇せしむるときに、不釣合となるの可能性もあり、且つ、前の場合には國庫の不利となる可能性もあるから、採らぬが良からう。

16) Hommelsheim, a. a. O. S. 15.

17) Büchner, a. a. O. S. 315.

18) Hommelsheim, a. a. S. 19.

19) 赤字財政、187. Mills, l. c. p. 611. Büchner, a. a. O. S. 313 Terhalle, a. a. O. S. 377. Moll, a. a. O. S. 597 Bela Földes, a. a. O. S. 469. Hommelsheim, a. a. O. S. 37.

## 第二段 改造案の長短

前段に於て私の、相続税改造案を提示したが、さて私が此案を考へるに至つた理由、即ち此案の長所は何處にあるか。先づ之を擧げやう。

### (一) 本案の長所

(A) 税負擔上——義務者即ち相続人をして、本税の負擔を輕易ならしめるといふことが、其の第一の理由である。元來、税を仕組むにつきては、其負擔者をして出来るだけ負擔を輕易ならしめること<sup>21)</sup>に力を用ゆべきものであり、同じ負擔でも其負ひ方により苦しくもあり、樂でもあり得るのだから、努めて其をば一層樂に擔はるるやうにしなければならぬ。夫の直接税に對して間接税の選まるるのも、之が爲めであり、<sup>22)</sup>單一税が行はれ難く、むしろ複數税の採られるのも之が爲めである。<sup>23)</sup>そして本來、相続税なるものは、税質上、何れかといへば割合に、義務者をして輕易に負擔せしめるもの<sup>24)</sup>だが、本案は、義務者をして一層にも此が負擔を輕易ならしむることに役立つのである。實際、今もし、此案が行はれたとしたならば、從來の家督相続税率をば其儘としても義務者の一年間の納額は最低、僅かに千分〇・二からして、最高でも千分六・四に止まる。此れしきの税は、相続財産を繼承したる相続人に於て、其利用からして優に給付し得られるであらう。其財産の中には無收益なものもあるではあらうが、其にしても平均して少くとも百分二とか三と

- 20) 赤字財政 183以下 21) Viti de Marco, a. a. O. S. 277.  
22) Allix, l. c. p. 473. Moll, a. a. O. S. 611. Tyszka, a. a. O. S. 260. Bela Földes, a. a. O. S. 347.  
23) Allix, l. c. p. 459. Eheberg, a. a. O. S. 211.  
24) Mills, l. c. p. 611. Allix, l. c. p. 740. Handy, l. c. p. 33. Eheberg, a. a. O. S. 406. Bela. Földes, a. a. O. S. S. 471.

かには廻るであらうから、其によりて千分六・四以下の税は優に擔ひ得らるるであらう。實際、今日之が重負擔につきて苦情ありとせば、其れは之を一時に出すことに對するの困難であり、其を此案にては年々二十五分一づつにするのだからして、一層樂になるのは確かである。勿論今日にても百圓以上の税につきては擔保を供して七年間に分納するの便法があつて、一時拂の原則を緩和しては居るが、此七年といふのでは尙ほ短きに過ぐる。之を相續人の大體、一代とも見らるる二十五年間に分納せしむることとし、尤も事實上、二十五年以上生存することもあらうし、其以内しか生存せぬものもあるが、兎も角、大體二十五年位生きるものと假定して、本税額の二十五分一づつを其一生涯納めしめるときに、彼としては負擔が一層樂になるのである。

(B) 稅務行政上——前にいふやうにして、義務者の負擔が一層樂になるといふことは、やがて、人々の逋税の爲めの刺戟を少からしめることになり、隨ふては稅務當局の仕事をして一層樂にならしめる。元來相續税には逋税の爲めの方法が種々あつて、其工夫が色々と講ぜられつつあるので、其等を凡べて完全に排除することは困難であるのだけれども、其の逋税の多いといふのも、畢竟するに、税が重いからのことであり、若も此税が本案によりて一層輕易となることが出来るならば逋税といふことは餘程少くなるであらう。

(C) 財政收入上——

(い) 一層の多收——前にいふやうにして本案によりて此税が、從來よりも一層、樂に擔はるる

25) Moll, a. a.O. S. 600.

26) 拙著、租税研究、九卷、285以下

27) Tyszka, a. a. O. S. 99.

ことになれば、そして一層、税務行政もが簡易となることになれば、在來と同一税率としても、收税上の成績は一層良好になり、財政収入をば一層大ならしめる。のみならず、其あるが故に、此税の一層の増率にも堪へ得ることになり、其よりしても一層の增收餘地がある。今日、我國にて此税を引上げるの氣運にあるとして、之を單純に増率するのでは、恐らく之が逋脱工夫を一層多からしめて、行政をも一層面倒多費とならしめ、其目的を達成することが困難となるであらう。だからして此が増率には、是非とも本案の如きものを伴はしめるのが必要であらう。但し、此案を實行するとすれば、之が實施當初の間は、本税収入が自ら従來年よりも減少するではあらう。其は在來の七年間分納から二十五年分納に代つたに齊しいからである。併し其も當初のことであり、段々年を経るに従ひ増收入となり、遂に、税率据置としても、之にて逋脱工夫の少く、税務費の少くなるを得るだけにても、增收を期し得られ、税率の引上をも伴ふならば、其に準じて相當に在來年よりも一層の多收を齎らすであらう。

(ろ) 収入の平準——元來、相續といふことは各家にとりては、突發的に發生して、規則正しく現はるるものではないのだが、全國に平均して見ると、自ら略ぼ其平準が得られて規則正しく現はるることになり、其税収入も年々略ぼ同額となり、豫算し得るやうになるのである。<sup>28)</sup> それでも尙ほ此にあつては、年により、遇々巨額財産相續の多く現はると否とによりて、年々の税収入に多少の動搖を免れぬものである。然るに、本案のやうに所定額の二十五分一づつを長年に互り

28) 拙著、租税研究十卷 189 Moll, a. a. O. S. 601. Eheberg, a- a. O. S. 405.



て分納する方法を採るといふことは、從來の如く一回拂を原則として七年以内分納といふことを認めたときよりも、一層に、前記の平準作用を増長することが出来、随つて此稅收入の豫算を一層容易ならしめることになるであらう。

(D) 國民經濟上

(い) 相續税自體として

(1) 資本の増殖助成——元來、相續税は其爲め、人の努力、特に貯蓄を鈍らす傾あるものだが、前記の如くにして、本案の施行によりて、相續人の負擔を輕易とならしめるだけでは、國民經濟にとりて大切なる資本の充實増殖に貢献すべく、貯蓄を増すといふことにもなり得る。或は其の樂になりたるだけ浪費を増長せずともいふが、其よりも貯蓄に向はしめるの可能性が一層強いやうである。人は本案のやうに、年々一定額を出さなければならぬときには、其れだけ多くを其所得の中から別途に取つて置くことに慣習を作る傾のあるものである。

(2) 財産元本不侵蝕——元來、相續税は、特に日本の如き稅率の低い處での其は、財産其ものを取るの趣旨から出來て居るのでなく、全く、相續財産の所得から出させる趣旨のものであり、其も被相續人が注意深ければ、其所得から積立てられて拂はれ、さもなければ相續人の收める將來の所得からの、いはば前拂として拂はるるものである。處で、舊來の相續税だと、一時拂か、七年以内分納かであるから、相當まとまつた額のを短き期間内に納めなければならぬので、動

もすれば、相続人に於て、財産元本を賣拂ひて得たる代金にて、又は之を擔保に高利を拂つて借入れたる金にて、漸く納税することが起る。然るに此税だと、本來税の二十五分一づつを年々納めるといふのだから、義務者にとりて其納税が餘程樂になり、財産元本を賣拂つて納税することは殆んど跡を斷つのみならず、財産擔保の下に納税することも稀になる。随つて此案は財産元本を侵すの恐れ殆んど之なく、此税をば、財産からでなくして、所得から納めしめやうといふの趣旨にも合する。

(ろ) 正常財産税と比較して——本案によるときに、相続税が相続人の生涯、其財産につき年々納税せしむることになるので、此が餘程、正常財産税に近づくけれども、正常財産税であれば、其當時の財産價値の大小に應じて、税が増減するのに、本案による相続税だと、相続人の納める税額は、相続した當時に一たび定められたる財産價値に應じたものにて止まり、其後、相続人が一層の努力及貯蓄を爲して其財産を増大したとしても、其追加財産には本税がかからぬから、此が、正常の財産税と比較しては、一層各人の經濟上の努力を刺戟するの效果がある。

#### (E) 負擔の公平上

(い) 一の交通税(不勞利得課税の)として——

(1) かくして相続税をば、相続人の一生中、各年、二十五分一分納とすることは、相続税を以て不勞利得の機會に其利得者に課税するものとするの趣旨とは離れるやうにも見ゆるが、併

し現行我邦法にて既に七年分納制を認めるときに、此新法は、其を延長したのに過ぎぬとも考へられ、一時に拂ふ代りに、之が七年分納の便法を採り、更らに之を擴張して、相續人の一代中年々分納として、納税成績を良好ならしめやうといふに過ぎず。此新法にても、此が單純なる財産税とはならず、相續人が相續財産を取得したるの故に納めるものだといふの性質は、續いて存在し、特に其取得時に於ける其相續人の取得額及相續人と被相續人との續柄の差異による税の大小は、引續き存在して居るのである。この交通税としての公平なる性状は此にも存續して居るのである。

(2)特に従來は一相續後、五年以内の再相續に全免、七年以内のに半免の特典を與へて居るが、其はつまり、かかる再相續に於ける過重負擔を緩和するの趣旨に出るのである<sup>30)</sup>。然るに、此五年とか七年とかの分界點を適切に定める事が六つかしく、特に此制度の下に、七年以内のと、七年以上のと、五年以内のと五年以上のとの間に、たつた一日の相違にて負擔に著しき相違を來たすのは、大に不公平としなければならぬ。然るに本案のやうに、かかる五年、七年の區劃を取拂ひ、五年以内のときにも、七年以内のときにも、七年以上のときにも、凡べて、相續人が年々所定額の二十五分一づつを拂ふとするならば、各人は凡べて均衡ある相當の負擔を爲すことになりて、前にいふやうな不公平は解消し得られるやうになる。

(ろ)所得税(特殊なる)として——相續税をば前にもいふやうに還元したる所得税と見做し、進

30) Büchner, a. a. O. S. 316. Bela Földes, a. a. O. S. 474.

んで特に相續財産の將來に於ける所得から前納する税だとするときには、從來のやうに一度に取り、又は七年分納とするよりも、本案のやうに、相續人の生涯、其が何十年も長ければ、其の長きに従ひ、短ければまた短きだけ、其年々の所得からして取つた方が、却つて一層、各人の眞に收める所得の大小に應ずることが出来るといふものである。

(は) 財産税として——本案は家督相續税をば一の取得税、所得税としてのみならず、財産税としても見るのであるが、特に我國特有の家督相續税には、遺産相續税の如く、單に人が其箇人的利益の爲めに、或財産を取得したのを課するものと異り、家督相續人が其相續財産を、自らの爲めと同時に、家の爲めに繼承したのを課するの意味がある。其れだけにては、彼は、自ら取得するばかりでなく、之と共に、否な其よりもむしろ、主としては、其家に屬する財産の番人、管理者の役目に就きたるものといふことが出来、それからいふと、之が相續税は相續人への課税といふよりは、むしろ其の家に屬する財産への課税といふことになる。其れだけにては又、此税は其家の財産を相續の機會に其相續といふ事實を捕へて課税するものに外ならずして、其家の財産課税だといふ點からすれば、相續の機會のみに課税するよりは、むしろ平時、年々引續き規則正しく課税し、又は少くとも納税せしめた方が一層公平といふことになる。本案は實に此趣旨に合ふのである。其の家に屬する財産に課するものとするときに、其相續の頻繁に行はれたのと、其相續が長い間行はれないものとの間に、例之、七箇年一箇月目毎に相續が行はれて其度毎に課税せ

られ、僅かに二十二年間に四度も相續税を課税せられたのと、此二十二年間に唯だ一度しか相續が行はれず、一度しか課税せられないのと、甚しきは七十年八十年間に一度しか行はれぬものとの間に、從來の課税法では負擔に甚しき相違を生ずるの不公平がある事になる。然るに本案のやうに各相續人の一生涯年々定額の二十五分一づつを納めしめたとすれば、其家の財産への課税としては前者よりも確かに一層公平になり得る。若も或家に屬する財産が前後同一で止まり、相續人が何時も被相續人の直系卑屬だとすれば、其の相續人が其相續財産の爲めに年々負ふ所の額は常に同一であり得る。尤も此案にても、此税を以て、全然、家の財産への税と見ることに徹底はして居らぬ。一面、同時に取得税、交通税の性質を負はして居るから、税額が、財産額の大小のみによりては差等づけられず、相續人と被相續人との續柄にも考慮して、差等づけをして居る。更らに其財産が年々動搖したときには、單なる家の財産税といふ點からいふと、年々其動搖に應じて税額を上下しなければならぬけれども、此にては交通税の性質を失はしめて居ないから、相續事實發生當時の財産額を土臺として税額が長い間一定し、其時々々の財産價額には相應せしめて居らぬ。其を不公平といへばいはれるけれども、其は税質が多角なる爲めに己むを得ぬことであり、其の限りに於ては、交通税だといふ見地からしての公平が恰かも其によりて得られて居るとしなればならぬ。

(二) 其短所——本案には前記の長所があり、其れあるが故に私が提案したのであるけれども、反

31) Mills, l. c. p. 612. Hommelsheim, a. a. O. S. 19. Adam Smith, Wealth of nations. Bk V. Ch. II. Pt. 2. 租税研究十卷 187.

面に之に避くべからざるの缺點の存することを見逃がしてはならぬ。即ち左の如し。

(A) 財政收入上

(い) 當初の減收可能——本案を實施した當初若干年の間は、税率が舊來通りだとすれば、以前よりも却つて減收する可能性がある。大體、七年分納を二十五年分納に變じたことになるからである。併し其減收は段々と復舊に向ひ、結局、一層の多收に歸するから、日前よりも永遠の收入に重きを置くとすれば、全體上には却つて前よりも一層の増收となるので、満足することが出来る。

(ろ) 缺損危険の増大——本案は在來の七年分納(又は一時拂)を二十五年分納(又は其以上又は其以下の分納)とするのであり、大體、分納期間が一層長くなるだけ、當事者の能力の減退する機會が多くなり、且つ此場合に、七年分納の現行制のやうに政府に向つて擔保を供せしめるものがないから、一層にも不納となるの危険が多く、此點よりしての減收可能性といふものがある。けれども其は全體上には大したものではあるまいと思ふ。特に二十五年に満たずして納税不能に陥るものはあつても、中には二十五年以上に互りて納税を續けるものがあつて、之を補償するからそんなに心配すべき結果を持來たすには至るまい。

(B) 公平負擔上——には、本案が、家督相續税を以て、單純なる一時取得税とせずして、家の財産への課税たるの性質を加味せしめた處に、税質の明瞭を缺き、自ら各方面からしての見地より不

公平を感ぜしめる。

(い) 先づ家の財産税といふ點からいふと、財産額の大小のみから税額を異にし、相続人と被相続人との續柄を考慮しない方が公平だのに、此案では取得税たる見地に捕はれて此續柄をも考慮するので却つて不公平だとも見られる。又、其の家の財産税といふ點からいへば、其家の財産が年々増減すれば、其に應じて年々の税額をも増減しなければならぬ。その年々の増減に應ずることによりて、初めて此が不公平たらざるを得る。<sup>32)</sup> 然るに本案にては、一たび相続當時に定めたる税額をば、相続人の生涯中永く持續し、其の爲め、其後増減したるの財産に對しては過重となり又は過輕となるの不公平をも見出す。

(ろ) 取得税たる點からいふと、此税を取得當時に凡べて取つてしまへば、其れ其れの場合に相當公平なる課税となるけれども、本案にては、相続人の存生中、其所定額の二十五分一づつを納めしめるのだから、例之、彼が相続後五年にして死したりとすれば、本税額の五分一しか納めないことになり、彼が相続後五十年生きたとすれば、本來税額の二倍大の額を納めることにもなつて、取得税の立場からいふと大なる不公平を齎らすことになる。

併し右は本案による此税の性質が多角的なる爲めに生じたことで、已むを得ない事であり、忍ぶべき缺點としなければならぬ。先づ財産税の見地から見ても、此が單なる財産税でなく相続税的なる財産税だと思へば忍ばれる。其にて相続人と被相続人との續柄を考慮するのも當然である

32) Terhalle, a. a. O. S. 381.

し、又實際此が考慮されたとしても、最多くの場合には此家督相続が直系卑屬に移るものであらうから、續柄考慮の爲めの不公平といふことは、そんなに大したものではない。又其家の財産が増減しても、此税が其家の財産其ものの爲めの税ではなくして、其相続した財産に關するだけの税である以上は、其相続財産に相當なる税を長き年に互りて持續するのも已むを得ぬのである。それから取得税からいふと、相続人が他の事情同一なれば、其生存期間の長短に拘らず、同一税を負ふて然るべきであるのに、此案によると、短命なるものは其だけ少くしか負はず、長命なるものは、不相當に多くも負ふやうになるのが不公平だといふのだが、其の短命なるものに對するの宥恕は既に現行制下にも認められる所であり、そして此案により其の短き生涯中、年々相當額づつを納める方が、現行法の五年以内又は七年以内の再相続に對する全免又は半免制よりも一層適切公平である。又、此に於ける長命したる者の負擔の過重といふても、其は長命したる者が長命したる間だけ相當年額を拂ふのに止まり、彼としては優に擔ひ得る程度のものであるのだから、格別に過重といふものではなく、不公平といふにも及ばない。

### (C) 國民經濟上

(い) 被相続人の努力刺戟の薄弱——元來、相続税は、被相続人をして、其愛する所の相続人へ出来るだけ多くを殘さうとして税額だけのものを、より多く蓄積せしむるの刺戟を有つもの<sup>33)</sup>だが、此案によると相続人が容易に其生涯中の所得にて負擔することが確かとなるので、被相続人が其

33) Mills, l. c. p. 612.



に安心して其努力を鈍らすといふことが生じ得る。併し相續人を愛する被相續人の人情の存續する限りは、其にも拘らず、際限もなく、彼は其愛する者の爲めの努力を續くるであらうし、假令此にて多少努力が鈍つても、其れだけは、他方、相續人として自ら本税を拂ふの途が開かれたのだから、其方に於ける努力を刺戟することにはなる。だから全體上、そんなに心配せずとも良からう。

(ろ)相續人の努力刺戟の薄弱——舊來のだと、被相續人に於て不用意であつた爲めに、相續人の力にて納税する外なき場合に、彼は其納税が苦しいので大に勤勉努力、蓄積をするやうにもなつたのに、本案によると、相續人が樂に、年々ポツポツと納めることが出来るからして、そんなに努力するといふほどの必要もなく、爲めに彼の怠慢、浪費を進めるやうになるともいふ。が、併し彼とて、其年所得の中からして、正常の税を拂つた其上にも、此相續税の年賦額を拂ふといふのは決してなまやさしい事ではないのだから、彼が其の爲めに怠慢になるとか浪費になるとかいふほどの事はなく、彼は自ら此税を拂ふ爲めに相當に努力をするであらう。或は之と關聯して往々にして相續税につき、此が相續人にとりては其自身の努力によらずして得た財産に課するものだから、之が課税の爲めに、彼の努力を刺戟する力なしともいふが、本案のやうに相續人によりて納税するのに樂な途が開かるるときに彼は自ら之を納むる爲めに相當に努力するの氣持となるであらう。特に又、正常財産税なれば、財産が増せば其れに應じて税が加はることになるのに、本

案による本税では、相續したる後、相續人の努力によりて加はりたる財産には此がかからぬから、其に刺戟せられて、相續人が自力にて財産を増加しやうといふこともある。

## 結 論

以上要之、私は我邦の相續税擴張の一過程として、家督相續税を改造して、相續人の生涯中、年々、所定税額の二十五分一づつを納めしむることとしたが良いと思ふ。此改造案には、收入上、公平上、經濟上、若干の缺點を有つことを無視してはならぬが、公平負擔の上にも重大なる長所があり、經濟上の發展進捗の刺戟ともなり、そして特に人の負擔を一層輕易ならしめ、稅務行政を一層簡易ならしめ、長年に亙りて見れば財政收入を一層増大ならしめ、本税の増率をして一層容易に行はれしめるといふ事もあるから、實際立法に於ても之を取入れてはどうか。